

令和2年第6回水巻町議会臨時会 会議録

令和2年第6回水巻町議会臨時会は、令和2年11月20日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 係 長	福 原 邦 宏
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	洞ノ上 浩 司	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和2年11月 臨時会
(第6回)

本会議 会議録

令和2年11月20日

水 卷 町 議 会

令和2年第6回水巻町議会臨時会 会議録

令和2年11月20日

午前10時00分開会

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和2年第6回水巻町議会臨時会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（白石雄二）

日程第1、会議録署名議員の指名について。今期臨時会の会議録署名議員に7番 古賀議員、8番 船津議員を指名いたします。

日程第2 会期について

議長（白石雄二）

日程第2、会期についてお諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異議なし —

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決しました。

日程第3 報告第12号

議長（白石雄二）

日程第3、発議第1号 水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。久保田議員に提案理由の説明を求めます。久保田議員。

13番（久保田賢治）

発議第1号 水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

令和2年10月に国家公務員の給与等に関する人事院勧告が行われたことに伴い、水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を人事院勧告に準じて改正するものです。

内容としましては、水巻町議会議員の期末手当の支給率を0.05月引き下げるものです。内容は、お手元に配付のとおりであります。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

久保田議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。御意見はありませんか。
討論を終わります——。古賀議員。

7 番（古賀信行）

私は反対の立場から討論いたします。

今回の 0.05% のですね、そういう、議員報酬及び費用弁償の引下げはですね、まあ僅かです。で、なぜ、こんなこと言うかと言いますと、私、ずっと新聞データやテレビのニュースをずっと切り抜いて、メモしとるんです。でですね、こういう中で、やっぱりですね、今年は企業倒産も多いし、それから人員整理も行われています。そういう中でですね、令和 2 年 10 月 18 日の毎日新聞によるとですね、やっぱりこういう、まあ一例ですけど、公務員はですね、こう書いてますよ。毎日新聞の「なるほドリ」っていう欄ですけど、平均年収がですね、0.3% 減っても 673 万 4 千円となり、国全体の人件費は約 200 億円減りますっち、これ一例で書いているわけですね。

だから、私がいつも頭にあるのは、働く人の約 40% 近くがパートや派遣、フリーランスなんですね。そういう人の年収が年間 200 万円以下なんですね。それがいつも私の頭の中にあるんです。でですね、それがあるもんだから、やっぱりですね、そういうパートや派遣労働者、また民間に比べてですね、そういう高い給料や賃金をもらっていると思っているんです。

だからですね、まあいろんな面でですね、これから考えんと、やっぱりですね、いかんと思うんです。

民間だったら、赤字があったらすぐ人員整理や、それから賃下げ、ボーナスゼロという対策やりますけど、その点、公務員はですね、やっぱそういうことを全く考えていないと思うんです。だから借金がどんどん、どんどん膨らんでいくしですね。

そういう点ですね、私は議員の報酬もですね、高いと思っているから、まあ、反対意見を述べます。

議 長（白石雄二）

はい、ほかに。討論を終わります。

ただいまから採決を行います。発議第 1 号 水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、発議第1号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第43号

議 長（白石雄二）

日程第4、議案第43号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第43号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について。

今回の改正は、人事院勧告による国家公務員の給与改定に合わせ、本町におきましても、同様の給与改定を行うものです。

内容につきましては、ボーナスである期末手当の支給月数を年間で0.05月分引下げます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま、議題となっています議案第43号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。なお、本案は後ほど休憩を取り、総務財政委員会を開催し、審査の後、本会議を再開し、採決を行います。

日程第5 議案第44号

議 長（白石雄二）

日程第5、議案第44号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第44号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正について。

今回の改正は、人事院勧告による国家公務員の給与改定に合わせ、本町におきましても、同様の給与改定を行うものです。

内容につきましては、常勤特別職の期末手当の支給月数を、国家公務員指定職に準じて、0.05月分引き下げます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいま、議題となっています議案第 44 号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。なお、本案は後ほど休憩を取り、総務財政委員会を開催し、審査の後、本会議を再開し、採決を行います。

暫時、休憩いたします。

午前 10 時 09 分 休憩

午前 10 時 49 分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。お諮りいたします。先に付託しておりました、議案第 43 号及び議案第 44 号の 2 案件について、先程、委員会審査が終了いたしました。この際、この 2 案件を日程に追加し、順次議題としたいと思っておりますので、これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、委員会の審査報告と議案第 43 号及び議案第 44 号の 2 案件を日程に追加し、順次議題とすることに決しました。

追加日程第 6 委員会の審査報告について

議 長（白石雄二）

追加日程第 6、委員会の審査報告についてを、議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました、委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。はい、船津委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

本日の総務財政委員会において、付託されました各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第 43 号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成多数で可決いたしました。

議案第 44 号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、委員会の審査報告を終わります。

追加日程第7 議案第43号

議 長（白石雄二）

追加日程第7、議案第43号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長の報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。古賀議員。

7番（古賀信行）

今回の条例改正は、国の人事院勧告によって、そういう、なされるものですけど、私は国の人事院、それから福岡県の人事院――。

議 長（白石雄二）

古賀議員、賛成ですか、反対ですか。

7番（古賀信行）

まあ一応、賛成の立場からしますけど。

そういう、北九州の人事院勧告、いろいろありますけど、私、それずっと人事院勧告を注目してずっと見守ってきたんですけど、人事院っちゅうのは公務員と民間のですね、賃金を調査して、公務員の給料が少ないからっちゅうことでいつもはですね、ボーナスのいろんな反映させたりするんですけど、そういう点でですね、まあ人事院の勧告も、国、県、市によってそれぞれ違うような、私は気がするんです。

だから、例えばの例ですけど、北九州市と福岡県の職員 of ですね、年齢構成もあると思うんですけど、ボーナス期に新聞を見てみると、全然ボーナス支給額違うんですね。比較したらですね。そんなこともあり得るんです。

で、私がいつも思うのは、あまりにもですね、公務員と民間の格差がありすぎると思っているんです。

で、今年は新型コロナウイルスの関係でこれやったと思うんですけど、ボーナスが全くない

ところもあるんです。そしてまた、ボーナスが半分になったところもあります。それどころかひどいのはですね、人員整理がやられているんです。で、私の息子も今年、人員整理があったんです。あって、たまたま仕事があってよかったんですけど、私の息子の人生2回人員整理があったんですよ。最初はですね、4千人規模の企業で働いていたんですけど、それも会社の都合で企業閉鎖したんです。そういう、民間はですね、経営が成り立たなければ、すぐ企業閉鎖や賃下げをやります。

その点ですね、国は借金がですね、なんぼ増えても、それは法律で公務員の雇用が守られているからですね、やらないと思うんです。

そういう点ですね、まあ、公務員天国と言われるんですけど、そういう点をもってですね、私自身、そういう人員整理もあっているし、それからボーナスが全くないところもあるし、ひどいところはですね、三菱重工なんか世界最大のもですね、長崎造船所の100万トンのドックをですね、2020年10月1日の毎日新聞に書いてるんです。三菱重工香焼工場の売却を検討しているってですね、書いてます。でですね、こういう民間企業は、先の経営に悪い影響を与えれば、どんどん工場の閉鎖をやっつけるんです。

今年は非常に――。私は今年一番、言うて驚いたのが、新日鉄がですね、いくつかの全国の製鉄所を閉鎖するっていうことを決めたんです。こんなことを民間、やっつけるんですよ。

その点ですね、現在、国の借金は約1千114兆円あります。で、今度は新型コロナウイルスで、一次補正予算、二次補正予算で60兆円の借金が増えました。で、今度第三次予算を組むから、もっとですね、借金が増えていくと思います。

現在、国の借金は約1千114兆円と言われてます。もうちょっとですね――。

まあ私、将来の、今の子供たちに借金を残さないためにもですね、こういう公務員の給与面でもですね、もうちょっと検討していいんじゃないかと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、ほかに。岡田議員。

5 番（岡田選子）

5番、岡田選子です。

議案第43号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、日本共産党を代表して反対討論を行います。

本案は、2020年10月の人事院勧告に準じて、当町の職員の期末・勤勉手当の支給月数を、0.05か月分引き下げる条例の一部改正です。

今年の人事院勧告は、民間事業所における2019年8月から2020年7月までの直近1年間の支給割合が、国家公務員の支給月数を下回ったことから、年間4.45月分に引き下げるとしております。

人事院が実施した調査によると、民間の支給月数は4.46か月でありました。

公務員のボーナスの引き下げは10年ぶりです。人事院総裁は、「新型コロナウイルス感染症の拡大や、大規模な自然災害などの危機的な事態が次々と発生する中、全国各地で公務員が国

民の安全・安心を確保するため、日々全力で職務に邁進し、厳しい勤務環境の下、困難な業務であっても誇りを持って真摯に取り組んでいる公務員各位に対し、心からの敬意を表する」、こう述べております。と、言いながら、ボーナスを削減することは、コロナ禍で奮闘する全ての公務労働者の労苦に応えたものとはなっていません。

コロナ禍の下、気づかされたのは、内需主導型の経済への転換の重要性であり、地域経済を支える主役は、中小企業・小規模事業者であることの再認識です。

また、年末に向け、雇用の打切りなど、失業者の増大が懸念されています。

最低生活費の全国調査では、憲法で保障された、人間らしい最低限度の暮らしをするのに必要な最低生計費は、全国どこでも月額 23 万円前後で、時給では 1 千 500 円が必要であることが分かりました。しかし、実際に東京・神奈川でやっと千円を超えた程度であり、地方はいまだに 700 円台、800 円台です。地方の労働者は低賃金に置かれたまま、自己防衛して暮らしています。国が直接、中小企業への人件費の支援を行い、最低賃金を引き上げることこそが、地域経済を活発にするものと考えます。

特に、このコロナ禍で地域経済が疲弊し、何とか盛り上げようと国が多額の予算を投じ、経済対策を打っている、そのようなときに、民間との比較の僅かの差で、公務員のボーナスを引き下げるとは、地域経済にも影響を及ぼし、かえって全ての労働者の賃金の引下げにつながるものと考えます。

よって、今、当町が行うことは、人事院勧告をそのまま受け入れ、職員のボーナスカットを行うのではなく、政治の力で全ての労働者の賃金引き上げを行うよう、国に対して強く求めることであることを申し述べまして、反対討論といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。

ただいまから採決を行います。議案第 43 号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 43 号は、原案のとおり可決いたしました。

追加日程第 8 議案第 44 号

議 長（白石雄二）

追加日程第 8、議案第 44 号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。古賀議員。

7番（古賀信行）

まあ一応、賛成の立場から述べますが、一応、言いたいこと言わしてもらいます。
で、この条例は、常勤の特別職の条例改正ですけど――。

議長（白石雄二）

賛成ですかね。

7番（古賀信行）

賛成っちゃさっき言ったでしょ。賛成です。賛成やけどですね、一応意見を述べさせていただきます。

まあどこの――。うちだけやないんですけど、まあそういう首長はですね、最低限でも国の法律で、その退職金を何か月分ち、ちゃんと保障されているわけです。

で、民間はそうじゃないんです。経営が苦しかれば退職金とか人員整理。

で、今年もですね、トヨタ自動車が、令和2年7月1日の毎日新聞によるとですね、トヨタ自動車執行役員がですね、23人おったところを9人に減らした。半分以下に減らしたんですね。こんなふうなですね、やっぱり民間は対策取ってるんです。

さっきの討論で述べましたように、国から都道府県、市町村までですね、そういうお役所はなんぼ借金が増えてもですね、それを減らそうと努力してないと思います。

令和2年6月30日の毎日新聞によると、こう書いています。特別定額給付金10万円もらっていいのかわち見出しをつけています。そしてそれからその後ですね、兵庫県加西市のことを詳しく書いています。市長が西村和平さん。で、これはですね、こう書いています。「正規職員から10万ずつ寄付を集めることを想定した補正予算が、5月11日の市議会で全会一致で成立した」。で、市長はこう言ってるんですね。市長は、職員は賃金減に見舞われていないから、言ってるわけです。

そして、600人の職員がいるんですけど、市長はそういう考えに基づいて、職員1人当たり、休み時間を利用して、その10万円を市に寄付してもらえんやろかって言って回ってですね、5日間で1千203万集まったと書いてるんです。そのように、まあ首長の中でもそういう方がいらっしゃるんです。

そういう点ですね、やっぱりまあうちの町長だけの問題やないんですけど、まあ全国の首長がですね、そういうことを、国のですね、自分たちの町の将来考えて、そういう自分たちの報

酬面でも厳しくですね、検討していただくようお願いいたします。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

すいません、日本共産党を代表いたしまして、賛成討論を行います。

日本共産党は一般職の職員の給与の引下げには反対をしておりますが、特別職の場合は、それなりの額をいただいておりますので、今回の僅かの引下げについては、生活に影響が出る範囲ではないと考えております。そういう意味で、この特別職の引下げには賛成をいたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。

ただいまから採決を行います。議案第 44 号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 44 号は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で今期、臨時会の日程が全部終わりましたので、令和 2 年第 6 回水巻町議会臨時会を閉会いたします。

午前 11 時 07 分 閉会